

社会福祉法人しらかわ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しらかわ会(以下「当法人」という)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

	日 当
1 日 あ た り	3,800円

- 2 法人が運営する各委員会等の委員が、各委員会に出席した場合は、前項(1)に準じる。ただし、役員等が各委員を兼務する場合、同日の開催については重複支給はしない。
- 3 役員等が施設外の研修等に参加する場合の交通費等の実費は、旅費規程に基づき支給する。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。